



南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書

町田市（以下、「甲」という。）及び東京急行電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で2013年12月18日付けで締結した「町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書」に基づき、南町田駅周辺の副次核形成に向けて、甲と乙が協働して拠点整備に取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、『町田市都市計画マスタープラン』が示す、南町田駅周辺における「広域的な商業機能を中心としたにぎわいと交流が生まれる副次核の形成」の実現に向け、甲と乙が協働して取り組むこと（以下、「本取組」という。）を確認し、その内容及び役割分担を定めることを目的とする。

（本取組の位置及び範囲）

第2条 本取組を実施する位置及び範囲は、別紙「位置・範囲図」を基本とする。

（取組内容）

第3条 本取組において、甲と乙が協働して取り組む内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 立地特性をいかした鶴間公園と商業施設の一体的なエリア開発
 - 二 南北自由通路を含む、歩行者中心の交通ネットワークの再編
 - 三 多世代が地域に住み続けるための地域の住み替えサイクルの創出
- 2 甲と乙は、協議のうえ、必要と認めた場合には、前項各号に掲げる取組内容を変更することができるものとする。

（推進体制）

第4条 甲と乙は、本取組を推進するために、連絡調整会議を設置するものとする。

- 2 前項の連絡調整会議の組織及び運営については、甲乙間で、別途、協議して定めるものとする。

（役割分担等）

第5条 甲と乙は、双方がまちづくりの主体として協働して本取組を推進するものとし、甲乙相互に次の各号に取り組むものとする。

- 一 甲は、南町田駅周辺におけるまちづくりの方向性及び本取組の基本的な考え方について、「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針」（2015年3月策定予定。以下、「基本方針」という。）において明らかにするものとし、乙は、基本方針策定に係る検討調査に協力する。
- 二 甲は、基本方針の実現に向けて、乙による取組と連携を図りながら、鶴間公園や歩行者ネットワークの整備等、公共施設等の整備改善に積極的に取り組む。
- 三 乙は、商業計画及び住宅計画等、副次核のにぎわい創出に資する計画立案及び実施に積極的に取り組む。

(取組方法等)

第6条 甲と乙は、まちづくりに関する事項及び南北自由通路に関する事項等について、別途協定を締結して推進するものとする。

2 本取組の費用負担については、取組内容に応じて甲乙が応分の負担をするものとし、負担額、支払時期及び方法等の詳細については、甲乙が別途協議して定めるものとする

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2021年3月末日までとする。更新に関する協議については、別途甲乙協議の上定めるものとする。

(協議事項)

第8条 本協定の定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

2014年10月1日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市
市長 石坂 丈一



乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本 弘文



協定
金額、
る協
とす
有す

位置・範囲図

